

さいたま市水道局告示第6号

軽貨物電気自動車賃貸借（令和8年度）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月21日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

軽貨物電気自動車賃貸借（令和8年度）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 外1か所

(3) 数量・特質等

ア 数量 5台

イ 特質等 入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年12月1日から令和14年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「貨物自動車」及び「電気自動車」の資格で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システムを利用する場合）

イ 競争入札参加申込兼資格確認申請書（電子入札システムが利用できない場合）

(2) 受付期間

令和 8 年 1 月 2 1 日（水）午前 9 時から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）午後 4 時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。その場合、(1)アを電子入札システムより提出すること。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送、持参又は電子メールにより(1)イの提出を受け付けるものとする。

(4) 郵送、持参又は電子メールによる受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

6 競争入札参加資格の結果通知

確認審査終了後、競争入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあたっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(4)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月20日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)に同じ）又は情報公開システムから質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

電子入札システム、電子メール又はFAX

(4) 回答方法

仕様書等に関する質問及び回答は、令和8年2月20日（金）に電子入札システムにおいて行う。やむを得ない理由により、電子入札システムにおいて仕様書等に関する質問を行うことができない場合は、郵送または電子メールによる質問書の提出を行うことができる。この場合、回答は文書にて送付し、併せて質問及び回答を情報公開システムに掲載する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送（一般書留又は簡易書留等）による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和8年2月24日（火）午前9時から令和8年3月9日（月）午後5時までとする。

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出のときに、併せて当該入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

(2) 郵送の場合の入札書の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和8年3月9日（月）午後5時までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること

と。

イ 送付先

5(4)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月10日(火) 午前9時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額(税込み)の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

5(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 内訳書の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(税込み)の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

1.1 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

(5) 契約の相手方とは、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約により契約を締結する。
従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(6) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(7) 詳細は、入札説明書による。